



第12回黒潮町議会 12月定例会会議録

令和6年12月6日 開会

令和6年12月13日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 6 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・ 質疑・委員会付託・委員会
12 月 7 日	土	休 会	休 会
12 月 8 日	日	休 会	休 会
12 月 9 日	月	休 会	委員会
12 月 10 日	火	休 会	委員会
12 月 11 日	水	本会議	一般質問
12 月 12 日	木	本会議	一般質問
12 月 13 日	金	本会議	一般質問・委員長報告、質疑、討論、採決・ 閉会

黒潮町告示第92号

令和6年12月第12回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月29日

黒潮町長 大西 勝也

記

- 1 期 日 令和6年12月6日
- 2 場 所 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂

令和6年12月6日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番	青木浩明	9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	佐田幸
環境政策室	宮川智明	健康福祉課長	野村晃稚
農業振興課長	斉藤長久	まちづくり課長	徳廣誠司
産業推進室長	秋森弘伸	地域住民課長	河村美智子
海洋森林課長	今西和彦	建設課長	河村孝宏
会計管理者	國友広和	教育長	宮川雅一
教育次長	岡本浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

12番 矢野昭三 13番 矢野依伸

令和6年12月第12回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和6年12月6日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第56号から議案第60号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 56 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 57 号 令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 58 号 令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
- 議案第 59 号 令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 60 号 黒潮町交流拠点施設こぶしのさとに係る指定管理者の指定について

議 事 の 経 過

令和6年12月6日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和6年12月第12回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第23号から25号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしていますので、ご確認を願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布しております文書表のとおりです。陳情第8号から10号までを総務教育常任委員会に、陳情第11号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で行動表を配布し、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、令和6年12月第12回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとおご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、9月議会定例会以降の主な事項につきまして、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、令和7年度予算編成について報告させていただきます。

わが国は現在、成長型の経済を実現させる機会を迎えており、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たな致しステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっております。

このような社会情勢の中、国は、令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についてにおいて、経済財政運営と改革の基本方針2024に基づき、経済財政一体改革を着実に推進するため、経済・物価動向等に配慮しながら、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に致し重点化するメリハリの利いた予算編成を行うこととしております。

当町においては、国の動向を注視し、各種施策を着実に実行していかなければなりませんけれども、一方で、人口減少とそれに伴う経済、産業の縮小等による地方税収の減少や地方交付税の減額、旧合併特例事業債の活用終了等、今後の財政運営における課題も多くあることから、財政健全化を軸に置き、歳入歳出のバランスの取れた予算編成を行わなければなりません。

これらのことを踏まえ、当町の令和7年度予算編成は、事務事業全般の見直しを徹底し、優先順位と重点化を整理しつつ、業務量にも配慮するためのスクラップ・アンド・ビルドを行い、職員の熱意と創意工夫による施策の充実から住民ニーズに的確な対応ができるよう、予算編成を行うこととしております。

次に、第 10 回黒潮町地区防災計画シンポジウム及び黒潮町夜間避難訓練について報告させていただきます。

黒潮町自主防災会連絡協議会の主催による第 10 回黒潮町地区防災計画シンポジウムを、11 月 2 日に黒潮町総合センターで開催し、約 200 名の参加がございました。

初めに、大方高校から活動報告があり、地域の皆さまと行う防災活動が自分たちの成長にもつながっていることや、先輩たちが続けてきた防災活動を今後も続けていきたいという力強い発表がございました。

その後は、これまでのシンポジウムで報告のあった各地区の取り組みを振り返り、パネルディスカッションを 2 部構成で実施致しました。

第 1 部ではこれまでの地区防災計画の振り返りについて、第 2 部ではこれからの地区防災計画について、それぞれ熱心な議論のもとに、地区防災の取り組みについて意見を深めることができました。

また、同日 19 時より実施を予定していました夜間津波避難訓練につきましては、降雨の影響による安全面に配慮して中止とし、各家庭等でのシェイクアウト訓練のみを行いました。

最後に、戦没者追悼式について報告させていただきます。

令和 6 年度黒潮町戦没者追悼式を、11 月 30 日に黒潮町保健福祉センターにて、39 名のご遺族をはじめ総勢 88 名の参加により執り行いました。

児童生徒による作文の朗読では、大方中学校 3 年生の柿内睦さんが、日常を壊してしまう戦争を今の世界情勢を踏まえながら感じたことや、今の平和が尊い犠牲の上に成り立っていることへの想いを朗読してくれました。

私たちは、先の大戦でお亡くなりになられました 864 名の尊い犠牲と、ご遺族の皆さまをはじめとする町民の皆さまのご労苦、ご努力により、今日の平和と豊かさがあることを忘れず、次の世代への恒久平和の実現に向けて、たゆまぬ努力と継承を積み重ねてまいりたいと考えています。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、12 番矢野昭三君、13 番矢野依伸君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの 8 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 12 月 13 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 56 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第 60 号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとに係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、令和6年12月第12回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案について、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第56号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第60号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとのに係る指定管理者の指定についてまでの5議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の改定が1件、補正予算が3件、指定管理者の指定が1件となっております。

まず、議案第56号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され4月1日から施行されたこと、私立学校法が令和5年5月8日に公布され令和7年4月1日から施行されること、及び公益信託に関する法律が令和6年5月22日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、寄附金税額控除等の改正が必要となるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第57号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ6,359万6,000円を追加し、歳入歳出総額を117億5,341万4,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、歳出の議会費では、実績見込みによる人件費の調整により、4万円の増額。

総務費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、一般管理及び財産管理に関する費用の追加により2,405万4,000円の増額。

民生費では、実績見込みによる人件費の調整により、781万7,000円の減額。

衛生費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、塵芥処理に関する費用の追加により1,841万7,000円の増額。

農林水産業費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、林業振興及び水産業振興に関する費用の追加により469万4,000円の増額。

商工費では、実績見込みによる人件費の調整により、497万円の増額。

土木費では、実績見込みによる人件費の調整により17万5,000円の減額。

消防費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、常備消防に関する費用の追加により、128万6,000円の増額。

教育費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、小学校及び中学校に関する費用の追加により、1,812万7,000円の増額。

これらの歳出に対応するための歳入は、分担金、県支出金などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整を行っております。

その、繰越明許費、債務負担行為の追加、地方債の変更を行っております。

次に、議案第58号、令和6年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ4,205万8,000円を追加し、歳入歳出総額を15億184万5,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、年度当初からの職員の異動処理等現状の配置に応じた人件費所要

見込額算出による補正、また、時間外手当等各種手当の調整によるものでございます。

次に、議案第 59 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、収益的収入及び支出である第 3 条予算におきまして、第 1 款水道事業費用の予算に 200 万円を増額し、総額を 2 億 9,367 万 7,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、修繕費の追加によるものでございます。

次に、議案第 60 号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとに係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、人口減少対策及び観光振興の推進に寄与するため、地域の維持活性化及び交流人口の拡大を図ることを目的に設置しております。

令和 6 年 9 月 2 日より公募を実施したところ、株式会社 FoundingBase、代表取締役山本賢司、1 者から応募がありました。

株式会社 FoundingBase につきましては、全国に各地において地域と共創したまちづくり事業を展開しており、指定管理者としての実績があります。

また、事業を展開するに当たり、独立採算の確立や地域貢献に取り組むなど、事業計画も適切であることから、指定管理者候補として適当であると判断し、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条により、指定管理者候補として、東京都世田谷区代沢 2-25-7 下北沢ヒルズ 1、株式会社 FoundingBase、代表取締役山本賢司を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 7 年 1 月 6 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年 3 か月でございます。

提案理由の説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに担当課長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますようお願い致します。

なお、議会最終日に人事院勧告に伴う条例改正、そして一般会計及び特別会計の補正予算についての議案を追加提案させていただき予定でございます。併せてよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

おはようございます。

それでは、議案第 56 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 2 ページ、条例案は 3 ページからになります。

主な改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布され 4 月 1 日から施行されたこと。私立学校法が令和 5 年 5 月 8 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されること、及び、公益信託に関する法律が令和 6 年 5 月 22 日に公布され、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、寄附金税額控除等について黒潮町税条例の改正が必要となったものでございます。

また、今回の税条例の改正につきましては、施行日の規定を分けて行う必要がございましたので、2 条に分けて改正を行うものでございます。

それでは、改正の主なものにつきまして、新旧対照表にてご説明を致します。

参考資料の 1 ページをお開きください。

第 1 条におきましては、3 つの法律改正があったことに伴い、影響を受ける部分につきまして、規定を

追記、文言の修正等をしております。

第34条の7の改正につきましては、寄附金税額控除について規定をするもので、これまで限定をされていた寄附金の税額控除について、当町には該当がないものもございますが、地方税法の改正に合わせて規定を追記するものでございます。

3ページ下段から4ページをお願いします。

第36条の2の改正につきましては、第34条の7を改正することに伴い号ずれが生じたので、号ずれを調整したこと、及び表記を改めたものでございます。

続いて5ページです。

中段からの第56条の改正は、私立学校法が大きく改正をされ、令和7年4月1日から施行されることとなっておりますので、条ずれが生じた表記について改めたものとなっております。

6ページ、附則第14条については適正な表記に改めたもの。7ページの別表を削る改正につきましては、第34条の7の規定を改めたことに伴い、別表にて税額控除の対象を限定していたため、その表を削るものでございます。

続いて、8ページ。

第2条による改正では、公益信託に関する法律が全部改正をされたことに伴い改める部分となっており、第34条の7の改正は、これまで寄附金又は金銭について、税額控除の対象となっていたものが寄附金との規定となりましたので、他の部分を削っております。また、ケの公益信託に関する規定部分について法改正に合わせた改正をしております。

9ページの附則第4条の2を削る改正は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について規定をしておりましたが、公益信託に関する法律の全部改正に併せて、この規定自体を削るものでございます。

議案書4ページにお戻りください。

附則第1条において施行期日を定めており、公布の日から施行することとしておりますが、第1号、第2号の規定は、それぞれ規定する日からの施行としております。

第2条、第3条は、町民税に関する経過措置を規定しております。

以上で、議案第56号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは議案第57号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案書は6ページとなります。

一般会計予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算第5号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ6,359万6,000円を追加し、総額をそれぞれ117億5,341万4,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。

17ページをお開きください。

主だった事業につきまして、ご説明を致します。

まず、1款1項1目、議会費の4万円の増額は、4節共済費における実績見込みを計上しております。

次に、2款1項1目、一般管理費の2,668万6,000円の増額につきましては、1節報酬をはじめ、2節給

料、3節職員手当、次の18ページ、4節共済費におきまして、人件費の調整による実績見込みを計上し、11節役務費につきましては、郵便料の実績見込みを計上しております。

次に、3目財産管理費の414万円の増額は、10節需用費にあります燃料費と光熱水費における実績見込みを計上しております。

次に、11目情報化推進費の74万円の増額、12目国土調査費の1万円の増額、14目ふるさと納税の35万円の減額につきましては、人件費の調整による実績見込みを計上しております。

次に、2款2項1目、税務総務費の418万2,000円の減額、続く19ページにございます3項1目、戸籍住民基本台帳費の299万円の減額、そして、次の20ページ、21ページの3款1項、社会福祉費の1,409万7,000円の減額、続く中段からの3項児童福祉費628万円の増額は、人件費の実績見込みを計上したものとっております。

次に、22ページ。

4款1項1目、保健衛生総務費26万円の増額、2項1目、清掃総務費1,714万5,000円の増額につきましても、人件費の実績見込みを計上しております。

次の23ページ、2項2目、塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金の幡多中央環境施設組合負担金101万2,000円の増額は、幡多中央環境施設組合の人件費及び光熱水費等の増額分を負担するため、追加の予算を計上するものでございます。

次に、6款1項、農業費の636万円の減額は、人件費の実績見込みとなっております。

24ページに移りまして、2項1目、林業総務費26万円の増額は、人件費の実績見込みを計上しており、2目林業振興費につきましては、7節報償費の有害鳥獣捕獲報奨金375万5,000円、そして、12節委託料の森林病虫害等防除事業委託、樹幹注入371万3,000円を増額するものでございます。

次に、3項水産業費は332万6,000円を増額するもので、その内訳は、人件費の実績見込みによる計上と、2目水産業振興費におきまして、25ページの10節需用費修繕料87万6,000円で水産関係施設修繕費を追加し、18節負担金補助及び交付金の漁業生産基盤維持向上事業費補助金268万円につきましては、田野浦漁港における荷揚げ用クレーン施設の整備について、現在、高知県発注の田野浦漁港ストックマネジメント工事、エプロン舗装と併せて実施するために、予算を計上するものでございます。

続く、7款商工費497万円の増額、次の26ページから27ページの8款土木費17万5,000円の減額は、いずれも人件費の実績見込みとなっております。

続きまして、27ページ下段から28ページにおきましては、9款消防費の補正となっております。28ページ、1項1目、常備消防費、18節負担金補助及び交付金、幡多中央消防組合黒潮消防署分担金353万6,000円の増額は、当組合の人件費等の調整による追加の予算を計上するものでございます。

次の、2目非常備消防費168万円の増額、4目防災費393万円の減額につきましては、人件費の実績見込みを計上しております。

次に、29ページ。

10款1項2目、事務局費151万円の増額は、人件費の実績見込みを計上しており、次の2項小学校費、1目学校管理費584万4,000円の増額は、拳ノ川小学校の大プール塗装修繕を行うための費用を計上しております。

続きまして、30ページ。

3項中学校費、1目学校管理費275万3,000円の増額につきまして、4節共済費5万円の減額は人件費の実績見込みを計上し、10節需用費280万3,000円の増額は、大方中学校のバリアフリー対応を行うため、

フロアマット購入、通路の段差解消、手すり設置に係る費用について、予算を計上しております。

続く、4 項社会教育費 786 万円の増額、次の 31 ページ、5 項保健体育費 16 万円の増額につきましては、人件費の実績見込みを計上しております。

歳出は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。15 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

13 款分担金及び負担金につきましては、歳出予算に計上致しました修繕料の水産施設修繕において、分担金を見込み、計上をしております。

次に、16 款県支出金につきましては、歳出予算に計上致しました有害鳥獣捕獲報奨金に対する補助金を見込んでいただいております。

続きまして、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 3,730 万 8,000 円の増額は、収支の調整を行うものでございます。

次に、15 ページ下段から 16 ページの 21 款諸収入の森林病虫害等防除事業費補償金は、歳出予算に計上致しました松くい虫防除対策事業に係る補償金を見込んでいただいております。

次に、22 款町債は、説明欄にある事業、黒潮消防署救急車両整備負担金について、財源となるよう追加するものでございます。

歳入の説明は、以上となります。

次に、9 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費をご覧ください。

繰越の要因としましては、喫緊の対応が求められる事業ではございますが、年度内の事業完了が見込めない可能性があること等により工期等の延期を行うもので、合計で 3 件、3 億 6,158 万 1,000 円を提案しております。

次に、10 ページの第 3 表債務負担行為補正をご覧ください。

法改正による戸籍の振り仮名記載に伴う、通知書作成を円滑に行うため、期間限度額を予算の内容として定めるものでございます。

続きまして、11 ページの第 4 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 11 億 3,274 万 7,000 円を、補正後は 11 億 5,424 万 7,000 円とするもので、そのほか、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 16 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

次に、本予算書に関する説明書と致しまして、32 ページから 38 ページには給与費明細書を、39 ページには債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご確認をお願い致します。

以上で、議案第 57 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは私の方から、議案第 58 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして補足説明を行います。議案書は 7 ページにあり、予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,205 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 15 億

184万5,000円とするものです。

補正の主な理由は、年度当初からの一般職員の異動処理等、現状の配置に応じた人件費の調整によるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費、2節の給料439万7,000円の減額につきましては、当初からの職員給料の実績見込による減額となっております。

主な減額要因としましては、異動等により職員が減員となったことによるものでございます。

3節の職員手当3,586万5,000円の増額は、職員時間外手当の増額や、児童手当制度の改正による一般職児童手当の増額等が主な要因となっております。

4節の共済費1,059万円の増額につきましても、実績見込みによる一般職共済負担金の増額が主な要因となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

1款1項1目、諸収入の1節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる4,205万8,000円の増額となっております。

以上で、議案第58号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第59号、令和6年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は8ページでございます。予算書につきましては水色の表紙のものとなります。

今回の補正は、施設の修繕が必要となったために補正を行うものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出では、第1款水道事業費用の予算額を200万円増額し、合計を2億9,367万7,000円とするものです。

次に、10ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

収益的支出の1項営業費用、2目配水及び給水費の23節修繕費は、主に漏水調査により発覚した漏水箇所の修繕を行うために200万円を追加計上するものです。

3ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。

3ページ、4ページのキャッシュフロー計算書は、1年間の現金の動きを表しております。5ページは、会計期間における経営成績を表しました予定損益計算書、6ページから9ページにかけては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載しております。いずれも、今回の補正予算を反映したものとしておりますので、ご確認をお願い致します。

以上で、議案第59号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、議案第60号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとに係る指定管理者の指定について、補足説明

をさせていただきます。議案書9ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、黒潮町拳ノ川2161番地1、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとでございませう。

指定管理の期間は、令和7年1月6日から令和11年3月31日までの4年3か月です。

休業中の施設を再稼働させるに当たり、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条に基づき、令和6年9月2日より公募を実施したところ、東京都世田谷区代沢2-25-7下北沢ヒルズ1、株式会社FoundingBase代表取締役山本賢司氏1者から応募がありました。

同条例第6条、公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議を行い、指定管理者の候補としましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定する議会の議決を求めるものでございませう。

それでは、選定理由について説明致します。

この施設は、昨年10月、山本建設株式会社より寄附を受け、人口減少対策及び観光振興の推進に寄与するため、地域の維持活性化及び交流人口の拡大を図ることを目的に設置しています。

株式会社FoundingBaseにつきましては、地域と共創したまちづくり事業を展開しているベンチャー企業で、観光、教育、関係人口の創出など、全国20を超える拠点で多岐にわたる事業に携わっており、高知県内においては、東洋町、四万十町、大月町で観光施設や公設塾の運営などにかかわっております。

こぶしのさとの運営については、売上向上施策とコスト削減施策を推進することで独立採算運営を確立することを掲げており、また、災害時の対応や、各種イベントを定期的に開催するなど、地域との連携を図りながら、交流人口の拡大と地域活性化に貢献していただけることが期待できます。

以上、これらを黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として、株式会社FoundingBaseを選定しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第56号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第56号の質疑を終わります。

次の、議案第57号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第1表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

歳入のうち、13款の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、13款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、16款の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、16款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、19 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、21 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、22 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、22 款の質疑を終わります。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

濱村美香君。

1 番 (濱村美香君)

18 ページの 2 款 1 項 10 節のところの光熱水費のところの電気料についてですけども。

該当の施設と、当初よりこれだけ補正を組まなければならなかった理由があれば、教えてください。

議長 (中島一郎君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

それでは、濱村議員の質疑にお答えします。

まず、光熱費、電気料につきましては、佐賀支所も含めて庁舎等の電気料となります。

そもそも電気料については、現在高止まりしてます。

電気代が非常に高くなっております。当初予定金額していた金額より高い推移で電気を使ったということもありますし。以後も高止まりして電気代が高いまま続くということで、当初予定していなかった部分が補正するようになりました。

以上です。

議長 (中島一郎君)

濱村美香君。

1 番 (濱村美香君)

電気代が高騰しているのは継続で、本当に町民も同じことだと思うんですが。

太陽光の設備も備えていると思うんですけど、それでもこれだけ必要であるということでしょうか。

議長 (中島一郎君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

太陽光の方でも一定減額はできておりますが、それでも、太陽光としましても減額しても電気料の減額ではそれほど影響は、まだしておりません。

主に四国電力、それからエネット、これらの電気を庁舎としては使っておりますので、その使用料としましては、どうしてもこのように高止まりした状況を反映して補正となったものでございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

4 番（宮地葉子君）

24 ページです。

林業振興費のところで、有害鳥獣捕獲の報奨金ですけど、これの内訳はイノシシがどれだけとかいろいろあると思うんですけど、該当してるのが。そういう内訳をお願いします。

それから、すぐ下のその委託料ですが。

松くい虫の樹管注入だと思うんですけど、この時期に、以前はやってなかったんですけどもだいぶ前から始まったかなとは思うんですけど、この時期にやる効果ですよ。こういう予算を上げている理由ですよ。

それをお尋ねします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、宮地議員のご質問にお答えします。

林業振興費における 6 款 2 項 2 目 7 節、報償費 375 万 5,000 円の内容としましては、イノシシの成獣及び幼獣の捕獲頭数の増、また、ハクビシン、タヌキ、アナグマにつきましても、例年の捕獲頭数より大幅に増加しております。

今後、有害鳥獣全体で当初の予算計画より 1.6 倍程度の捕獲実績を見込むものでございます。

それに伴い、今回、狩猟関係者への報償費の増額を補正予算に上程致します。

なお、例年と比較し、この大幅な捕獲頭数の増における一つの理由としましては、梅雨時期における降水量の減や、台風が比較的少なかったことなどが要因として挙げられ、今年度につきましても、当町のみの頭数増加ではなく、近隣市町村におきましても同様となっております。

また、今回、捕獲頭数の増加に関しましては、鳥獣捕獲に携わる関係者の皆さまの現地でのご尽力が、

この成果の一つというふうに考えております。

以上でございます。

続きまして、林業振興費における委託費 371 万 3,000 円の内容としましては、入野松原の森林病害虫等防除委託における薬液樹管注入範囲を新たに追加するものでございます。

施行箇所は、入野松原のグラウンドの東側周辺を予定しております。

時期に関しましては、今回、補正というか追加の対応での施行となりましたが、こちらの県のスケジュールによりましての追加施行となっておりますので、効果につきましてははですね、一度にやる部分、また分ける部分、それぞれあるかとは思いますが、そこまでの影響はないのではないかとというふうに担当課としては考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

14 節の工事請負費ですが。

この工事内容の説明をしていただきたいです。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは山本議員のご質問にお答えをいたします。

拳ノ川小学校のプールの修繕につきましては、これまで少しずつ劣化が、プールの底面の劣化が進んでまいりましたが、今年度、顕著にその劣化が進みまして、衛生管理上および安全面に問題が生じることから、改修工事を要するものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

劣化してやるというのは分かりましたが、そのプールの中全体ですかね。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは山本議員の質問にお答えをいたします。

プール全体の工事となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本久夫君。

9 番（山本久夫君）

そのプール全体の面積も結構あると思うんですが、その塗料というのは結構材料的には特殊な材料を使うわけですか。

もう、ちょっとこれで3回目ですので、もしよろしければですね、そのへんをちょっと丁寧に教えていただけたらと思います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

山本議員の質問にお答えをいたします。

プールの修繕につきましては、448 平方メートルの面積を修繕をすることとしております。

モルタルの塗装仕様ということになっておりまして、底面を塗装する修繕工事となっております。

まずは高圧洗浄をした後に、その後にモルタルで塗装をする予定になっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかにありませんか。

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

ページ 30 ページです。

10 款 3 項 1 目の 10 節需用費のところの修繕料ですけども。

学校施設のバリアフリー化はとても大切なことだと思います。この時期の修繕ということは、必要に迫られての実施なのか、それとも、今後に備えて全般的に環境を整備するという意味での修繕か、ということをお教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の質問にお答えいたします。

今回のバリアフリー修繕工事につきましては、現在6年生に在籍している児童が大方中学校に進学することが決まりました、体幹の弱い児童でございまして、小学校のときも手すりを補強するなどの対応をいたしました。

大方中学校に進みますと、階段の手すりはもとより、体育館へ渡る通路が飛び石のような施設になっていること、それからプールに行く進路につきましても、今、木製の通路となっておりますちょっと不安定な状況になっておりますので、それらを安定をさせるために修繕を行うものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、第1表の質疑を終わります。

次に、第2表繰越明許費についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2表についての質疑を終わります。

次に、第3表債務負担行為補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第3表についての質疑を終わります。

次に、第4表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第4表についての質疑を終わります。

これで、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、令和6年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、令和6年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

これは漏水の修繕費だということで説明がありましたけど、漏水の箇所は1か所なんですか、それとも数か所あるんでしょうか。

それから、この理由ですけど。

もう配管が古くなったからというものなのか、何か外部から影響があったとか、そういう理由なのか。教えてください。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは宮地議員の質問にお答えさせていただきます。

今年度、漏水調査の方もこの大方地区の方で委託を行ってまして、まだ委託期間につきましては、8月27日から3月25日までのまだ委託期間中ではありますけど、報告を受けた分についてちょっと事前に漏水の箇所の修繕を行いたいと考えてまして。

主な箇所としては、今現在一番多い所で、ごめんなさい、言わせてもらおうと、伊田郷の小学校から港の間において、ちょっと漏水が発見されています。

それとあと、上川口郷の集会所付近でも漏水の箇所が発見されてまして。

あと、給水関係で細々とした漏水箇所も発見されてはおるんですけど、主な箇所としては今言った2点が大きな漏水箇所となっております。そうした箇所の修繕を行いたいと考えています。

その理由としましては、機械で漏水箇所の発見を行うもので、中をまだはぐってないので、こういった理由で漏れているかまではちょっと分かっておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

大体分かったんですが。

そのずっとを見直しを掛けてるということは、やっぱり古くなってるからというのが大きな理由でよろしいでしょうか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

外部からの要因を受けてるものもありますし、古くなって。

例えばですね、施工時にちょっとした石なんか混ざった場合なんかは、それで圧を受けて管が傷付いて、壊れたりするような理由もありますので、確かな原因はちょっとはぐってみないと、すみませんが分かりかねます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとのに係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第60号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております、議案第 56 号から議案第 60 号までは、お手元にお配りしております、委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 10 時 02 分